

ガイドライン・オブ・ガイドラインズについて

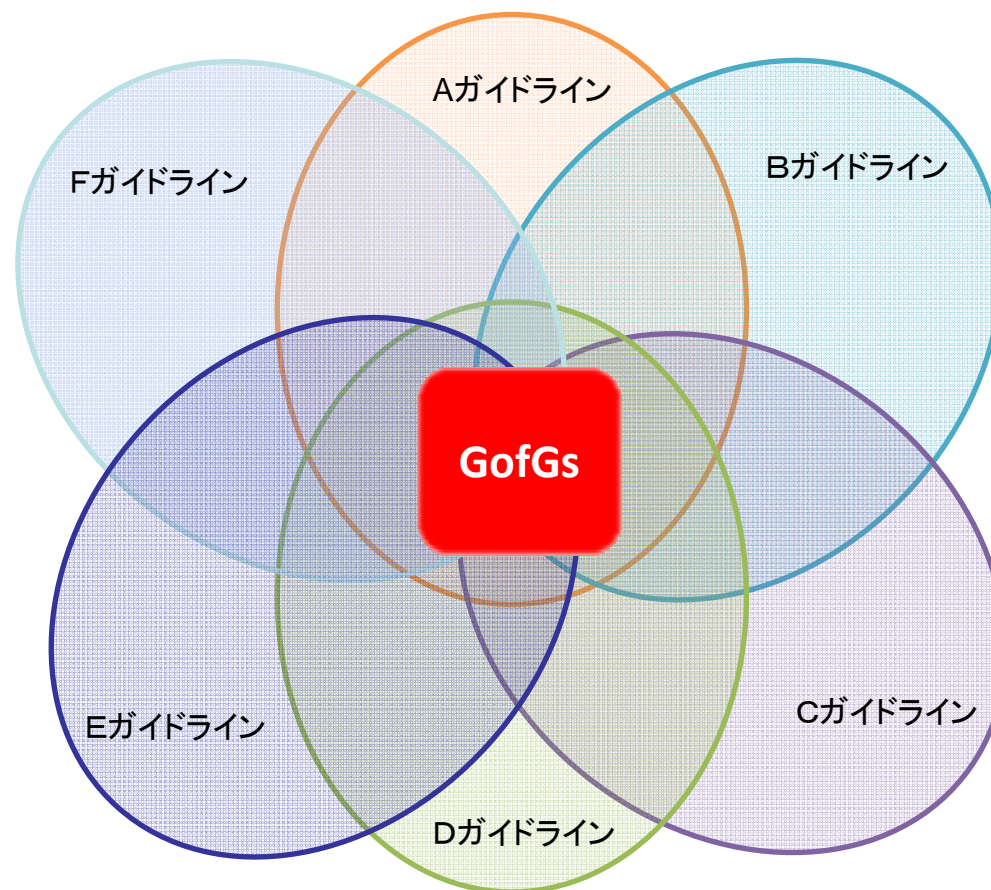
ESG コミュニケーション・フォーラム

運営事務局



ガイドライン・オブ・ガイドラインズとは

多くのガイドラインが共通して推奨している項目を
ミニマムなディスクロージャー項目として抽出し、整理・再構成



GofGs Ver. 1.0で使用したガイドライン

【マルチステークホルダー向け】

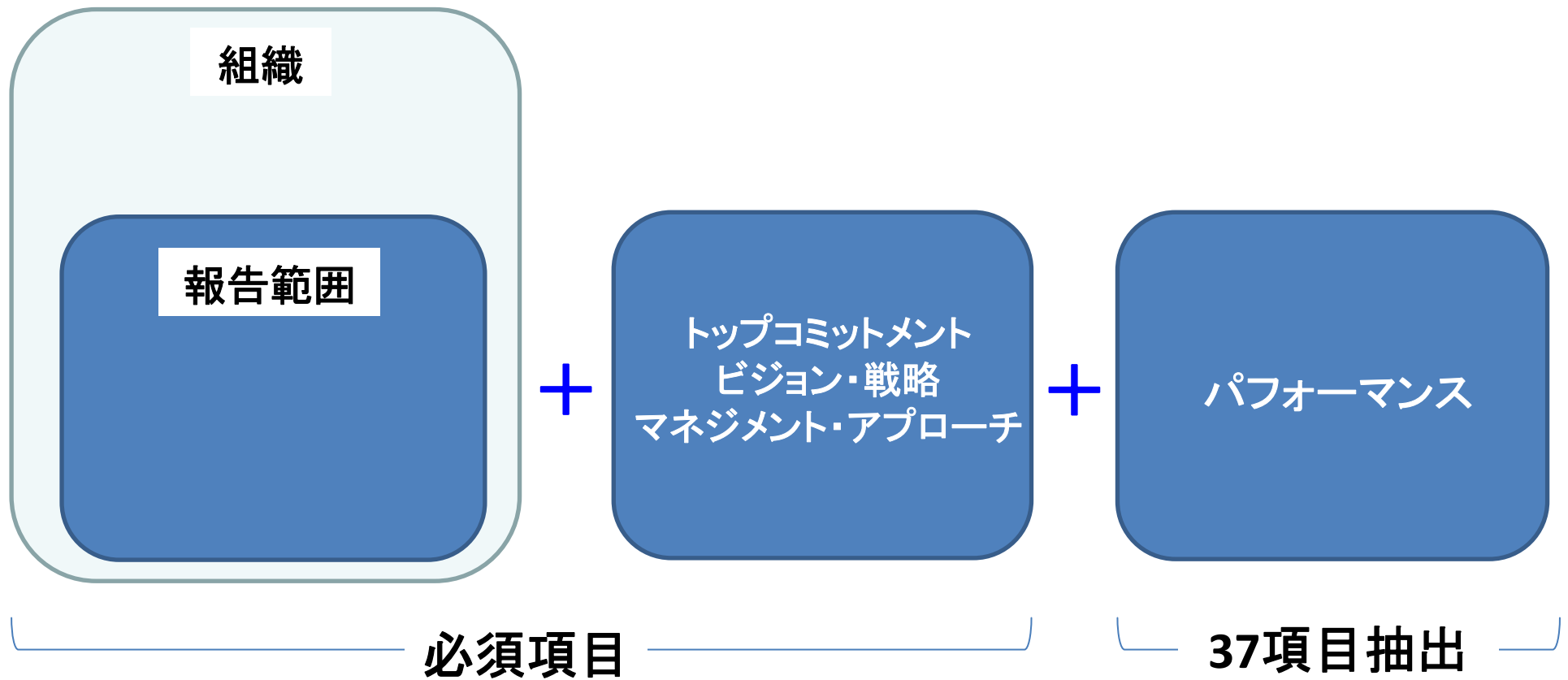
- ◆サステナビリティレポーティングガイドライン2006(GRI)
- ◆環境報告ガイドライン2007(環境省)
- ◆サステナビリティ報告ガイドライン SPI報告解説書(NSC)2009年
- ◆Translating Environmental, Social and Governance Factors into Sustainable Business Value (WBCSD)2010年
- ◆ISO26000(委員会原案原文(邦訳版))(ISO)2009年 ※作成時期の都合上、原案を使用。

【投資家向け】

- ◆日本語版「上場企業のESG(環境・社会・ガバナンス)要因-投資家のためのマニュアル-」(CFA)2010年
- ◆日本語版「上場企業のコーポレート・ガバナンス -投資家のためのマニュアル-第2版 2009」(CFA)
- ◆Carbon Disclosure Project 2010質問書(CDP)

※ガイドラインの改定や注目すべきガイドラインが発行された場合は、随時、改訂を行う予定。

GofGs Ver. 1.0での基本的な考え方



GofGs Ver. 1.0 必須項目 13項目

【報告プロフィール】 5項目

- M-1.ディスクロージャー・ビジョン
- M-2.報告内容
- M-3.報告範囲
- M-4.算出方法
- M-5.外部保証

【組織プロフィール】 3項目

- M-6.組織概要
- M-7.事業概要
- M-8.外部評価

【トップコミットメント／ビジョン・戦略】 2項目

- M-9.ESGに関するトップのコミットメント
- M-10.ESGに関するリスクと機会

【マネジメント・アプローチ】 3項目

- M-11.経済に関するマネジメント・アプローチ
- M-12.環境に関するマネジメント・アプローチ
- M-13.社会に関するマネジメント・アプローチ

GofGs Ver. 1.0 抽出項目 37項目

【ガバナンス】 11項目

- G-1.組織のESGに関する明確な責任が示された統治構造とその方針
- G-2.取締役会および執行体制の構成と、社外メンバー／非執行メンバーの人数・任期
- G-3.ESGに関する適正・専門性・能力を組み込んだ、取締役を決定するプロセスとそのパフォーマンス
- G-4.取締役におけるコンプライアンスに関する方針と実施内容
- G-5.企業倫理規範の施行
- G-6.ESGをマネジメントしていることを取締役会が監督するプロセスと、レビュー、頻度
- G-7.株主が取締役にESGに関して提案するメカニズムと提案されたテーマ
- G-8.議決権行使等の株主権
- G-9.敵対的買収防衛策と発動要件
- G-10.同意・署名・受諾しているESGに関するイニシアティブ等
- G-11.ステークホルダー別のエンゲージメント

GofGs Ver. 1.0 抽出項目 37項目

【環境】 13項目

- E-1.事業活動における気候変動のリスクと機会、財務上の影響に関する特定プロセス
- E-2.直接エネルギーの使用量
- E-3.電力使用量
- E-4.温室効果ガスの総排出量
- E-5.総使用水量
- E-6.総使用水量に占める、リサイクルおよび再利用量
- E-7.総排水量
- E-8.NO_x、SO_x等の大気排気物質排出量
- E-9.化学物質の使用量、移動量
- E-10.種類ごとの使用原材料
- E-11.廃棄物の発生量、排出量、再資源化率および再利用用途
- E-12.環境影響を緩和する製品・サービスの影響と削減の程度
- E-13.種類別の環境保護目的の総支出・投資

GofGs Ver. 1.0 抽出項目 37項目

【社会】 13項目

S-1.労働条件が国内法令法規や国際労働基準と一致しているか

S-2.地域別・雇用形態別の度数率・強度率等

S-3.深刻な疾病に関して、労働者・家族・コミュニティのメンバーを支援するためのプログラム

S-4.従業員のキャリア開発や福利厚生に関するプログラム

S-5.経営層と従業員の多様性の指標に従った、カテゴリー別の内訳

S-6.従業員のカテゴリー・地域・性別の平均賃金

S-7.人権に関する適正審査を受けたサプライヤーの割合と取られた措置

S-8.差別事例の総件数と取られた措置

S-9.児童労働のリスクがある業務と、児童労働防止のための対策

S-10.事業活動によるコミュニティへの管理方法と影響評価

S-11.社会に提供している投資・サービスとその効果および評価

S-12.公共政策への関わりと、ロビー活動

S-13.法規制違反に対する罰金額と、罰金以外の制裁措置の件数